

平成24年4月12日

通所介護サービスの時間区分変更に伴う再アセスメント等の要否に関するQ&A

Q：訪問介護や通所介護で時間区分の変更が行われたことにより、利用者のサービス提供時間を変更する場合は、再アセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連の業務を経て、適正にケアプランを変更しなければならないのか。

A：国のQ&A（V o 1. 2）問17「居宅サービス計画の変更について」にあるように、サービス提供時間の変更はサービスの根幹に関わる部分であり、原則どおりケアプランの見直しを行うことが必要である。

しかし、国のQ&A（V o 1. 2）の発出が3月30日であったことに鑑みて、県としては、サービス提供時間区分の変更について、4月中に、再アセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連の業務を経て、適正にケアプランが変更され、利用者の同意が得られた場合であれば、4月1日に遡って変更を認める。